○文部科学省告示第百三十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣　林　芳正

名称	所在地	地域
湯畑	群馬県吾妻郡草津町大字草津	別図の通り。 備考　別図は省略し群馬県教育委員会及び草津町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
江馬氏館跡庭園	岐阜県飛騨市神岡町殿字中通り	五七四番一のうち実測二四三・二七平方メートル、五七七番一、六番一のうち実測八九・三六平方メートル、五七七番二、五七八番一のうち実測五六九・一一平方メートル、五七九番一のうち実測五六・三九平方メートル、五八四番一のうち実測三四・六八平方メートル、五八五番一のうち実測三六・八九平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を岐阜県教育委員会及び飛騨市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
櫻井氏庭園	島根県仁多郡奥出雲町上阿井	一六五番
星ヶ森（横峰寺石鎚山遥拝所）	愛媛県西条市小松町石鎚字横峰	二二三七番、二二三八番のうち実測二三六・四三平方メートル、二二四五番のうち実測一〇三二・八九平方メートル 愛媛県西条市小松町石鎚字横峰二一九四番と同二二四五番に挟まれ同二二三七番と同二二三八番に挟まれるまでの道路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を愛媛県教育委員会及び西条市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
天念寺耶馬及び無動寺耶馬	大分県豊後高田市長岩屋字西ノ坊	一一三四番、一一三八番、一一三九番
同	長岩屋字円重坊	一一四八番、一一四九番、一一五〇番、一一五一番、一一五二番一、一一五二番二、一一五七番、一一五九番、一一六〇番、一一六三番、一一六四番、一二〇四番、一二一〇番、一二二六番、一二二七番一、一二二七番三
同	長岩屋字要本坊	一二三一番、一三〇四番
同	長岩屋字七郎迫	二九〇五番
同	黒土字下黒土岩屋	一四六五番、一四六七番二、一四七五番、一四七六番、一四七九番、一四八〇番
同	黒土字下黒土竜門	一五七一番、一五七八番、一五八三番、一五八四番
同	黒土字下黒土カチヤ	一六六二番、一六六三番

		右の地域に介在する道路敷、大分県豊後高田市長岩屋字円重坊一一六一番一と同長岩屋字円重坊一二七番一と同長岩屋字円重坊一二七番三に挟まれ同長岩屋字円重坊一二七番三と同長岩屋字円重坊一二三一番に囲まれる一筆の土地のうち同長岩屋字円重坊一二三一番に挟まれ同黒土字下黒土岩屋一四七五番と同黒土字下黒土岩屋一四八四番に挟まれ同黒土字下黒土岩屋一四八四番と同黒土字下黒土岩屋一四八四番に挟まれるまでの道路敷を含む。
	鵜戸	
	宮崎県日南市大字宮浦字串平 同　字東平	三二三二番二、三二三二番三、三二三二番四、三二三二番五、三二三二番七、三二三三番一、三二三三番二、三二三三番三、三二三三番四、三二三三番一、三二三三番二、三二三三番三、三二三三番一、三二三三番二、三二三三番三、三二三三番四、三二三三番一、三二三三番二、三二三三番八、三二三七六番九、三二三七七番 三二三九番一、三二九四番、三二九六番一、三二九六番二、三二九八番一、三二九八番二、三二九八番五 右の地域に介在する道路敷及び水路敷、宮崎県日南市大字宮浦字串平三二三三番一及び同字串平三二三三番三に北接する道路敷、同字串平三二三三番二に囲まれる一筆の土地のうち同字串平三二三三番二に挟まれ同字串平三二三三番一と同字串平三二六三番一に挟まれ同字串平三二六四番二に西接し同字串平三二六七番一に北接する水路敷、同字串平三二九番一に北接し同字串平三二九六番二に北接し同字串平三三〇二番四に挟まれ同字串平三三〇七番一に北接する道路敷と同字串平三三二番七に南接し同字串平三三二番一に北接する道路敷に挟まれる同字串平三二九番一に北接し同字串平三二六七番一に北接する水路敷を含む。

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅱ座標系を基準とする一（X＝マイナス一四九二七〇・〇五メートル、Y＝四三八九六・一五四メートル）、二（X＝マイナス一四八九九・四二〇メートル、Y＝四三八九七・三一八メートル）、三（X＝マイナス一四八七一・四二〇メートル、Y＝四三八六八・七三〇メートル）、四（X＝マイナス一五〇五・八九一メートル、Y＝四三八六五・三一五メートル）、五（X＝マイナス一五〇五・六五二メートル、Y＝四三八五四・三〇六メートル）、六（X＝マイナス一五〇〇二・七三八メートル、Y＝四三八五四・〇〇五メートル）、七（X＝マイナス一五〇〇一・九八二メートル、Y＝四三八五三・三四五メートル）、八（X＝マイナス一五〇〇一・九〇一メートル、Y＝四三八五二・七二一メートル）、九（X＝マイナス一五〇一〇・九・八九一メートル、Y＝四三八五二・二八九メートル）、一〇（X＝マイナス一五〇一九・〇一三メートル、Y＝四三八五一・六二四メートル）、一一（X＝マイナス一五〇一九〇・〇一三メートル、Y＝四三八五一・二〇一メートル）、一二（X＝マイナス一五〇一九・二一三メートル、Y＝四三八五一・一九二メートル）、一三（X＝マイナス一五〇一九・三一三メートル、Y＝四三八五一・一八四メートル）、一四（X＝マイナス一五〇二三・〇・三六四メートル、Y＝四三八四〇〇九・三五七メートル）、一五（X